

道路使用許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇警察署長 殿

住所 松江市〇〇町〇番地〇

申請者 株式会社〇〇

氏名 代表取締役 島根 太郎

道路使用の目的	松江市〇〇町 路面補修工事		
場所又は区間	松江市〇〇町〇〇番〇号から松江市〇〇町〇〇番〇号までの間		
期 間	〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日まで (〇時 〇〇分 ~ 〇時 〇〇分)		
方法又は形態	片側交互通行によるアスファルト舗装路面補修工事		
添付書類	「工事計画書」「位置図」「工程表」「保安施設図」		
現場 責任者	住所	松江市〇〇町〇番〇〇号	
	氏名	松江 次郎	電話 (0852) -〇〇-〇〇〇〇

第 号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	
----	--

年 月 日

警察署長 印

【不服申立て及び訴えの提起に関するお知らせ】

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記入要領

「申請年月日」： 現実の申請の日を記載します。

「申請先」： 道路使用の許可行為に係る場所を管轄する警察署長名を記載します。

「申請者」： 申請者が法人の場合、会社等の名称、代表者の氏名、所在地を記載します。

「道路使用の目的」： 道路使用の目的、工事等の名称を具体的に記載します。

「場所又は区間」： 実際に使用する道路の場所又は区間の番地を正しく記載します。

「期 間」： 実際に道路を使用する必要最小限度の期間時間を記載します。都道府県により許可期間に違いがありますので警察署等に確認して下さい。

「方法又は形態」： 工事又は作業の方法、行事等の参加人員、通行及び道路使用の形態又は方法等について記載します。

「添付書類」： 道路使用の場所の位置図、使用形態・方法を明らかにした平面図を添付する場合に、その書類名を記載します。

「現場責任者」： 現場事務所を設置している場合には、現場事務所の所在地、電話番号を記入し、設置していない場合には、現場責任者が現実に所在する住所地、会社等の所在地、電話番号（携帯電話番号）を記載します。

「道路使用許可証欄」： 警察署において記載しますので、申請者は記載しないで下さい。